

平成31年2月26日  
三次市福祉保健部社会福祉課

## 平成30年7月豪雨災害義援金の 第3次配分について

日本赤十字社広島県支部等に寄せられた義援金について、広島県の義援金配分委員会を通じて三次市に配分されました。これを受け、三次市では、第3回三次市平成30年7月豪雨災害義援金配分委員会を平成31年2月22日（金）に開催し、次のとおり第3次配分を決定しました。

### 1. 対象となる人・世帯

三次市災害見舞金（床下浸水のみを除く）又は広島県災害見舞金の受給者となられた方

### 2. 配分金額（1世帯あたり）

被害区分	配分金額 (A)	第1・2次配 分額 (B)	第3次配分額 (A-B)
全壊	230万円	180万円	50万円
半壊	115万円	90万円	25万円
一部損壊（り災状況が床下浸水のみのもを除き、家屋に損壊がある場合に限る）	46万円	36万円	10万円

### 3. 申請について

- (1) 三次市災害見舞金（床下浸水のみを除く）又は広島県災害見舞金の申請をされている場合は、義援金の申請があったものとみなし、手続きは不要です。
- (2) すでに床上浸水又は住家に損傷がある旨のり災証明の交付を受けている方で、三次市災害見舞金（床下浸水のみを除く）又は広島県災害見舞金の申請をされていない場合は、被災届を社会福祉課へ提出してください。災害見舞金及び義援金の申請が同時にできません。（第1次・第2次配分を受けていない場合は第3次配分と併せての支給となります。）

本件に関するお問い合わせ先



三次市 福祉保健部 社会福祉課

社会福祉係（担当／小原，鍛治）

電話番号：0824-62-6146 FAX番号：0824-62-6285

E-mail：fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号